

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公開番号】特開2015-182006(P2015-182006A)

【公開日】平成27年10月22日(2015.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-065

【出願番号】特願2014-60082(P2014-60082)

【国際特許分類】

B 01 J 21/16 (2006.01)

B 01 J 32/00 (2006.01)

B 01 J 35/04 (2006.01)

F 01 N 3/28 (2006.01)

【F I】

B 01 J 21/16 A

B 01 J 32/00

B 01 J 35/04 3 0 1 C

F 01 N 3/28 3 0 1 R

F 01 N 3/28 3 0 1 P

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月6日(2016.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 5】

なお、水銀圧入法は、圧力を加えて細孔内に水銀を浸入させ、圧力と細孔内に圧入された水銀量とから細孔分布などを測定する方法である。水銀圧入法では、より低い圧力で水銀が浸入し得る細孔の細孔径はより大きな値となり、逆により高い圧力でしか水銀が浸入し得ない細孔の細孔径はより小さな値となる。この測定原理に基づくと、水銀圧入法により測定される隔壁の細孔径が大きい場合には、当該隔壁では触媒スラリーが隔壁内に染み込み易いことになる。一方で、水銀圧入法により測定される隔壁の細孔径が小さい場合には、当該隔壁では触媒スラリーが隔壁内に染み込み難いことになる。「隔壁14における細孔径10μm以上の細孔容積率が60%以上であり、かつ、隔壁16および/または外周壁17における細孔径10μm以上の細孔容積率が50%未満である」との条件は水銀圧入法による測定値に基づく。当該条件が水銀圧入法による測定値に基づくことにより、上述の触媒スラリーの染み込みの度合いに関連させることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 1】

1個目の完全セル35aと隔壁9を隔てて隣接する完全セル35を2個目の完全セル35bとする。さらに、3個目以降の完全セル35についても同様に、n個目の完全セル35に対し隔壁9を隔てて隣接する完全セル35を、「最外周から中心に向けて完全セル35の個数に換算してn+1個目の完全セル35」として規定していく。図5中では、3個目の完全セル35cをアスタリスクで示し、4個目の完全セル35dをプラス記号で示す

。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

さらに、上述のような「隔壁14における細孔径10μm以上の細孔径容積率60%以上、かつ、隔壁16および／または外周壁17における細孔径10μm以上の細孔容積率50%未満」とするために、第1領域13を形作るための坏土（以下、「坏土（A）」）と、第2領域15を形作るための坏土（以下、「坏土（B）」）とが異なる平均粒子径の造孔材を含有していてもよい。このとき、坏土（A）の造孔材の平均粒子径が坏土（B）の造孔材の平均粒子径よりも大きいことが好ましい。具体的には、坏土（A）に含まれる造孔材の平均粒子径は50～150mmであり、かつ、坏土（B）に含まれる造孔材の平均粒子径は30～130mmであるとともに、坏土（A）に含まれる造孔材の平均粒子径が坏土（B）に含まれる造孔材の平均粒子径よりも大きいことが好ましい。さらに、坏土（A）に含まれる造孔材の平均粒子径は80～120mmであり、かつ、坏土（B）に含まれる造孔材の平均粒子径は30～70mmであるとともに、坏土（A）に含まれる造孔材の平均粒子径よりも大きいことがより好ましい。